（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第十九条の三第三号チに規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二条の二第一項第十二号、第二十三条第一項第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

［四～六　略］

［2～6　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⒀から⒃までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑼　略］

⑽　単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第五号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。）をいう。第五号、第二十二条第一項第九号、第二十二条の二第一項第九号及び第三十四条の十九の五第二項第二号において同じ。）

［⑾～⑯　略］

四　［略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二条の二第一項第十二号、第二十三条第一項第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

［四～六　同上］

［2～6　同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。）を有する銀行に係るものに限る。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［⑴～⑼　同上］

⑽　単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二条第一項第九号及び第二十二条の二第一項第九号において同じ。）

［⑾～⑯　同上］

四　［同上］